		1　令和4年度就学援助制度の実施について																													
		1. 就学援助制度の周知方法																													
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○）					（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						
都道府県	市町村名	ア 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ 自治体の広報誌に制度を記載	ウ 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ 毎年度の基越時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク 民生委員やスクールソーシャルワーカーから案内を配布	ケ 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	ア 申請時を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ 随時申請を受け付けており、年度当初から振動	ウ 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から振動	エ 各学校で申請を設定し、各学期始めから振動	オ その他（内容を（4）に記入してください）	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア 申請を希望する者が学校に提出	イ 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ 申請を希望する者がり学校もしくは教育委員会に提出	エ 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	ア 目につきやすいタイトルや大文字の使用	イ 漢字にはフリガナを付記	ウ 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ 各費目の援助額や年間最援助額の記載	オ 外国語の申請書を作成	カ その他
59	59	31	20	14	14	35	23	42	1	3	9	9	4	5	46	1	3	3	36	10	13	0	0	0	4	4	20	0	11	21	0	8
福島県	福島市	○	○		○	○		○							○				○													○
福島県	会津若松市	○	○		○	○	○	○							○						○						○			○		
福島県	郡山市	○	○	○		○	○								○						○						○					
福島県	いわき市	○	○		○	○		○							○				○										○	○		
福島県	白河市	○	○	○		○	○	○							○					○												○
福島県	須賀川市	○	○	○		○	○	○							○				○								○		○	○		
福島県	喜多方市	○	○					○							○				○								○			○		
福島県	相馬市				○	○		○							○				○													
福島県	二本松市	○			○	○		○							○				○						○	○						
福島県	田村市	○		○		○		○							○				○													
福島県	南相馬市	○				○	○	○			○	他課で作成している子育て世帯向けのパンフレット等に案内を記載			○				○										○	○		
福島県	伊達市	○	○		○	○		○							○						○									○		
福島県	本宮市	○			○	○	○	○							○						○									○		
福島県	桑折町			○				○									○	11月に次年度4月認定分を受け付け、その後は随時申請を受け付け、申請月から振動する	○										○	○		
福島県	国見町							○			○	小・中学校入学前の保護者へは12月頃幼稚園・小学校を通じて案内を配布			○				○								○					
福島県	川俣町	○						○							○				○													○
福島県	大玉村	○			○	○					○	学校だより等に制度を掲載				○			○	○	○						○					
福島県	鏡石町	○	○					○							○					○							○					
福島県	天栄村	○					○								○				○								○					
福島県	下郷町					○		○							○				○								○					
福島県	檜枝岐村										○	対象者がいないため、就学援助制度を策定していない。					○	対象者がいないため、申請期間を設定していない。							○	対象者がいないため、申請書の提出方法を設定していない。						
福島県	只見町					○	○	○							○				○											○		
福島県	南会津町							○							○				○											○		
福島県	北塩原村	○				○	○	○							○				○													
福島県	西会津町	○				○		○							○				○											○		
福島県	磐梯町		○			○									○					○							○					
福島県	猪苗代町	○			○		○								○				○													
福島県	会津坂下町	○	○					○			○	小学校入学前に幼稚園を通して就学援助制度の書類を配布する。			○				○								○					
福島県	湯川村		○				○								○				○											○		
福島県	柳津町						○	○							○				○								○					
福島県	三島町			○	○	○									○				○										○			
福島県	金山町	○		○											○						○						○					
福島県	昭和村		○	○		○	○	○					○							○										○		
福島県	会津美里町	○			○			○							○				○											○		
福島県	西郷村	○		○		○	○		○						○				○													
福島県	泉崎村			○		○		○							○						○						○					
福島県	中島村		○	○		○	○	○							○				○										○			
福島県	矢吹町			○		○	○	○							○				○								○			○		
福島県	棚倉町	○	○			○									○				○													○
福島県	矢祭町		○			○		○							○				○													
福島県	塙町	○			○	○	○	○						○					○													○
福島県	鮫川村	○		○				○							○				○	○												
福島県	石川町				○	○		○							○				○										○	○		
福島県	玉川村					○		○							○					○							○					
福島県	平田村				○		○	○							○				○								○					
福島県	浅川町					○		○							○						○								○	○		

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> （1）実施・検討状況について ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	<小学校> （2）（1）のカの内容	<小学校> （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期 ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期） ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学説明会の際に案内を配布	カ. 城内の幼雅園や保育所で案内を配布	キ. 城内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカーなどから案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他（内容を（7）に記入してください。）	<小学校> （6）（5）のコの内容	<小学校> （7）（4）でア. イ. ウ. エの場合の 1）周知時期、 2）申請期日、 3）（アの場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○） ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増え、支給に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ.（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（9）に記入してください。）	<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
59	59	40	5	7	3	4	0	2	40	0	0	5	0	0	0	0	1	4	7	27	1	10	11	10	10	17	13	3	0	4	4	4	1	1	4	1	1	1	3
福島県	福島市	○							○											○					○											
福島県	会津若松市	○							○										○			○	○		○	○										
福島県	郡山市	○							○											○		○	○	○			○									
福島県	いわき市	○							○										○			○	○		○											
福島県	白河市	○							○										○				○			○										
福島県	須賀川市	○							○									○				○	○	○		○				○						
福島県	喜多方市	○							○											○		○	○			○										
福島県	相馬市	○							○										○					○	○											
福島県	二本松市	○							○										○					○												
福島県	田村市	○							○											○						○										
福島県	南相馬市	○							○											○		○				○		○								
福島県	伊達市	○							○											○					○	○										
福島県	本宮市	○							○											○					○											
福島県	桑折町	○							○											○				○		○										
福島県	国見町	○							○											○						○										
福島県	川俣町			○																													○				
福島県	大玉村	○							○										○					○	○											
福島県	鏡石町		○									○																								
福島県	天栄村	○							○											○					○	○										
福島県	下郷町			○																													○				小中学校に入学する児童生徒の保護者に対し、入学祝い金の支給を行っているほか、学校給食費の全額補助など町独自の補助制度が充実しているため。また、入学前支給後に転居などがあった場合、二重支給や支給漏れの恐れがあるため。
福島県	檜枝岐村					○																														
福島県	只見町	○							○											○					○					○	1月に、新入学予定者の保護者宛に案内を郵送							
福島県	南会津町	○							○											○						○										
福島県	北塩原村	○							○											○						○										
福島県	西会津町	○							○											○		○			○											
福島県	磐梯町	○							○												○					○	○									
福島県	猪苗代町	○							○										○											○	就学時健診時、教育委員会より資料配布と説明を行っている。							
福島県	会津坂下町	○							○											○		○	○			○										
福島県	湯川村	○							○											○			○		○											
福島県	柳津町		○									○																								
福島県	三島町					○																														
福島県	金山町				○																															
福島県	昭和村	○							○											○			○	○		○										
福島県	会津美里町	○							○										○						○	○										
福島県	西郷村	○							○											○					○					○	上の学年に兄弟姉妹がいる場合、その保護者さんが既に認定されていれば入学前に支給している。 一人っ子世帯については各学校において一日入学があり、こどもとその保護者さんが来校し、その際に就学援助に係るアンを配付している。 申請希望者がいた場合、入学後速やかに申請し、認定次第支給という形をとっている。							
福島県	泉崎村			○																													○				人員不足で事務業務量的に難しいため
福島県	中島村	○							○											○			○	○		○	○									
福島県	矢吹町	○							○											○				○												
福島県	棚倉町	○							○											○			○						○							
福島県	矢祭町			○																													○	○			
福島県	塙町		○									○																								
福島県	鮫川村	○							○											○				○												
福島県	石川町	○							○											○				○	○	○		○								
福島県	玉川村			○																													○				
福島県	平田村	○							○											○						○										
福島県	浅川町	○							○											○					○											

都道府県	市町村名	<中学校> （1）実施・検討状況について						<中学校> (2)(1)のカの内容	<中学校> (3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校> (4)(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								<中学校> (5)(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						<中学校> (6)（5)のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護） （1）当てはまるもの1つに○をしてください。						(2)（1)のキの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っており、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を(2)に記入してください。）		ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の措置が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給日に転居にともなう会の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を(6)に記入してください。）		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、個別に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を(2)に記入してください。）	
59	59	40	5	7	3	4	0	2	40	0	0	5	1	0	0	0	1	5	8	24	1	1	1	5	1	1	3	16	0	26	1	1	13	2	7
福島県	福島市	○							○											○										○					新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた認定基準の整備は予定していない。 ただし、保護者の離職等により減収が明らかな場合における認定の適用指針がある。
福島県	会津若松市	○							○										○											○					
福島県	郡山市	○							○											○										○					
福島県	いわき市	○							○										○									○							
福島県	白河市	○							○										○									○							
福島県	須賀川市	○							○									○										○							
福島県	喜多方市	○							○											○								○							世帯構成の変更による家計急変については、従来通りの基準で認定を行っており、随時申請を受付している。
福島県	相馬市	○							○										○											○					
福島県	二本松市	○							○										○									○							従来の認定基準により認定となっている
福島県	田村市	○							○											○										○					
福島県	南相馬市	○							○									○														○			
福島県	伊達市	○							○											○										○					
福島県	本宮市	○							○											○								○							
福島県	桑折町	○							○											○										○					
福島県	国見町	○							○											○										○					
福島県	川俣町			○																	○									○					
福島県	大玉村	○							○									○												○					
福島県	鏡石町		○									○																		○					
福島県	天栄村	○							○											○										○					
福島県	下郷町			○																					○	○		小中学校に入学する児童生徒の保護者に対し入学祝い金の支給を行っているほか、学校給食費の全額補助など町独自の福祉制度が充実しているため、また入学前支給後に転居などがあった場合、二重支給や支給漏れの恐れがあるため。			○					
福島県	檜枝岐村					○																										○			
福島県	只見町	○							○											○										○					
福島県	南会津町	○							○											○										○					
福島県	北塩原村	○							○											○										○					
福島県	西会津町	○							○											○								○							
福島県	磐梯町	○							○												○									○					
福島県	猪苗代町	○							○									○												○					
福島県	会津坂下町	○							○											○												○			
福島県	湯川村	○							○											○												○			
福島県	柳津町		○									○																					○		認定の判断基準等を整備しておらず、今後の検討としている。
福島県	三島町					○																										○			
福島県	金山町				○																											○			
福島県	昭和村	○							○				○															○							
福島県	会津美里町	○							○									○														○			
福島県	西郷村	○							○											○								○							
福島県	泉崎村			○																				○			人員不足で事務業務量的に難しいため	○							
福島県	中島村	○							○											○												○			
福島県	矢吹町	○							○											○								○							
福島県	棚倉町	○							○											○								○							
福島県	矢祭町			○																			○	○								○			
福島県	塙町		○									○																		○					
福島県	鮫川村	○							○										○											○					
福島県	石川町	○							○											○														○	特に対応していない
福島県	玉川村			○																				○						○					
福島県	平田村	○							○											○								○							
福島県	浅川町	○							○											○								○							

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																	（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）（3）でソに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（6）（3）でチと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4.（3）でソ、タ、ツに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応							（3）（2）でえとした場合のその内容	（4）（1）でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市民税均等割の課税	ウ. 市民税所得割の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所各種日程労働者	ク. P-Fメ-ル費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状況の悪い者、経費、被服等が多い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況がやむを得ず悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に準じた額が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を変更しているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍の額（455万円）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の受給実績に照らし保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けた額の（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はドメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. その他（内容を（6）に記入してください。）			ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（（3）に内容を記載してください。）			年	月	
59	59	50	53	46	48	48	52	27	25	42	44	30	29	36	25	22	10	7	0	7	39	0	7	3	18	14	6	9	3	1	1	14	14	
福島県	福島市	○														○				1.2			災害等により罹災し、半壊以上の認定を受けた場合、認定係数から0.1減和する（1.3→1.4）		○							平成25	8	15%未満
福島県	会津若松市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○						1.3													15%未満
福島県	郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													15%未満
福島県	いわき市																○				1.3				○							令和3	4	15%未満
福島県	白河市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				○				○					15%未満
福島県	須賀川市	○	○	○	○	○	○			○	○						○			○	1.3		上記項目以外として、「その他」の項目があり、特別な理由で子供を就学させるのが困難である場合に該当する。（東日本大震災被災者、地震、台風等災害被災者、コロナによる収入減少世帯が該当している。）			○							平成25	7	10%未満
福島県	喜多方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.4				○		○							15%未満
福島県	相馬市	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1.2													5%未満
福島県	二本松市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○							平成24	4	15%未満
福島県	田村市		○		○	○	○				○					○					1.3				○							平成25	8	10%未満
福島県	南相馬市	○	○		○	○	○			○	○					○					1.2				○		○							15%未満
福島県	伊達市															○				○	1.3		その他教育委員会が特に必要があると認める者			○						平成24	4	10%未満
福島県	本宮市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				1.3					○							平成30	10	10%未満
福島県	桑折町	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.3					○							平成23	10	10%未満
福島県	国見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.3		世帯更生資金貸付金による貸付			○			○						10%未満
福島県	川俣町		○			○											○				1.5					○		○							10%未満
福島県	大玉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			5%未満
福島県	鏡石町	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○																			10%未満
福島県	天栄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○							令和1	10	10%未満
福島県	下郷町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○								下郷町の要綱では、「教育長が特に認める者」として認定基準サ・シ・スがある。これは、認定基準アーカ・ケ・コ・セに当てはまらなかった者がサ・シ・スのいずれかに当てはまる場合、認定される。												10%未満
福島県	檜枝岐村																			○			対象者がいないため。												0%未満
福島県	只見町																	○			1.3														10%未満
福島県	南会津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3														15%未満
福島県	北塩原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3				○			○							10%未満
福島県	西会津町	○	○	○	○	○	○					○		○			○				1.2				○			○							25%未満
福島県	磐梯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3														10%未満
福島県	猪苗代町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
福島県	会津坂下町	○	○	○	○	○	○				○													世帯技能手当受給者については、直課税もしくは町民税に係る所得割額が課されていない場合のみ該当。												5%未満
福島県	湯川村	○	○	○	○	○	○										○				1.2				○		○							10%未満
福島県	柳津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3				○			○							5%未満
福島県	三島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3					○						平成28	4	0%未満
福島県	金山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○																					5%未満
福島県	昭和村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○																				10%未満
福島県	会津美里町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3														15%未満
福島県	西郷村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3				○			○							15%未満
福島県	泉崎村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3					○						平成30	10	10%未満
福島県	中島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○																			15%未満
福島県	矢吹町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○			○	1.2		教育委員会が援助費の支給が特に必要と認める者			○						平成24	12	15%未満
福島県	棚倉町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5				○		○							10%未満
福島県	矢祭町		○				○							○																				10%未満
福島県	塙町	○	○	○	○	○	○			○							○				1.3					○						平成26	4	15%未満
福島県	鮫川村	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○																			10%未満
福島県	石川町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3					○						平成24	12	10%未満
福島県	玉川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3				○		○								10%未満
福島県	平田村	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○																				5%未満
福島県	浅川町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○							1.3														10%未満

| 都道府県 | 市町村名 | 7. 令和4年度準要保護就学援助額 | | |

都道府県	市町村名	(2) 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																		(5)補足事項	7. その他
		(1) 費目毎の援助額																																				
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費											
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項		
59	59	56	3	3	15	15	15	37	37	2	2	55	2	2	14	14	14	39	39	0	1	17	13	13	3	3	3	0	0	2	2	55	27	27	26	26	26	1	1	1	2	50	3
福島県	福島市	○						○	27,310			○						○	60,000													○							○	①学用品費(福島市では「学用品費等」)＝1年生は25,040円、他学年は27,310円 ②体育実技用具費＝実費(限度額:柔道7,650円、剣道52,900円、スキー38,030円、スケート11,810円) ③通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)＝学用品費と合わせて「学用品費等」という費目で支給。 ④修学旅行費＝実費（参加者が均等に負担すべき額が限度額） ⑤校外活動費(宿泊を伴うもの)R3支給実績なし。	
福島県	会津若松市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	42,444					校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。	
福島県	郡山市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	20,066								○	○	55,358								体育実技用具費:柔道(上限)7,650円・剣道(上限)52,900円・スキー(上限)38,030円 卒業アルバム代:中学校(上限)8,800円・義務教育学校(中3相当)(上限)9,800円 校外活動費(宿泊を伴うもの)：授業実施数の確保などのため行っていない学校が多い。 医療費:こども医療で全額支給されているため、就学援助で支給していない。	
福島県	いわき市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○			○	60,910	48,938					・通学費→実績なし。 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)→実績なし。 ・卒業アルバム代等→R6年度より新設 ・医療費→支給要領では「保護診療に係る自己負担分」として規範しているが、現在、本市においては子ども医療助成事業により、保護診療による医療費一部負担金と入院時食事療養費を助成しているため、就学援助費の実績はなし。	【「5生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について」に係る補足事項】 本市においては、毎年度、最新の生活保護基準額を基に認定作業を行っている。 そのため、生活保護基準額の変更に伴い、認定結果に影響を及ぼすことが 考えられるため、影響がある場合は係数を見直すこととしている。
福島県	白河市	○						○	22,730			○						○	60,000			○								○		○			○	60,910	55,527					通学費は規定しているが、別途、定期補助やスクールバスがあるため、支給なし。 医療費は無料のため、支給なし。 体育実技用具費及び校外活動費(宿泊を伴うもの)については実績なし。	
福島県	須賀川市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	42,463								校外活動費(宿泊を伴うもの)及び医療費については実績なし。	特になし。
福島県	喜多方市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	46,103								通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費の実績なし	
福島県	相馬市	○						○	22,730			○						○	60,000			○			○	40,020	0					○			○	60,910	60,910					通学費及び校外活動費(宿泊を伴うもの)については実績なし。	
福島県	二本松市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	64,570									
福島県	田村市	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	47,195								校外活動費(宿泊を伴うもの)に関しては、実績がないため「0円」となります。	
福島県	南相馬市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0						※		○			○	60,910	48,242					・医療費」「通学費」実績なし 「オンライン学習通信費」令和4年度より対象費目のため、支給平均額は令和4年度予算計上単価、令和3年度実績なし	
福島県	伊達市	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	64,408								校外活動費(宿泊あり)については令和3年度は実績なし	
福島県	本宮市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	60,456								項目6. 2.（1）の校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績0になります。	
福島県	桑折町	○								○	学用品費・通学用品費を合算して支給のため、個別の平均額は算出できません。	○						○	60,000													○	○	10,842								上限額　学用品費：22,730円　通学用品費：2,270円 校外活動費(泊あり)支給実績なし	
福島県	国見町	○			○	22,730	21,534					○			○	60,000	60,000															○			○	60,910	60,910					校外活動費(宿泊を伴わないもの)実績なし	
福島県	川俣町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	60,910								令和3年度中学校の校外活動費(宿泊をともなうもの)については実績がなかった。	
福島県	大玉村	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	53,167								校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費については支給実績なし。	
福島県	鏡石町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	51,210								6.2(1)校外活動費(宿泊を伴うもの)及び医療費　実績0円	
福島県	天栄村	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	58,889									
福島県	下郷町	○			○	22,730	21,782					○			○	60,000	0					○	○	201,070								○	○	30,612								新入学児童生徒学用品費等→支給対象者なしのため、実績なし、通学費→支給対象1名のみ、（合計201,070円）校外活動費(宿泊を伴うもの)→支給対象者皆無なしのため支給なし。オンライン学習通信費→予算計上したが、支給対象がおらず、「0」となっている。学校給食費→要件を満たす児童生徒に給食費の全額補助を行っている。(就学援助以外での支援)	R3年度中（施行R4年2月1日）に「オンライン学習通信費」の支給項目を追加し、要綱の一部改正を行った。
福島県	檜枝岐村																																					
福島県	只見町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	15,593									
福島県	南会津町	○						○	22,320			○						○	23,550			○	○	0								○	○	61,105								支給平均額が0円の費目については実績なし。	
福島県	北塩原村	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○			○	60,152	60,152						
福島県	西会津町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	47,650								校外活動費(宿泊を伴うもの)については、費目設定はあるが実績なし。	
福島県	磐梯町	○						○	22,730			○						○	60,000													○						○	80,000			医療費について実績なし	
福島県	猪苗代町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	45,134								校外活動費(宿泊を伴うもの)及び医療費については実績なし。	
福島県	会津坂下町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	60,910									
福島県	湯川村	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	56,600					1世帯当たり　年額14,000円	
福島県	柳津町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000												○	定期券補助		○			○	60,910	0				対象者なし。	通学費は定期券実費を全額補助。医療費及び学校給食費は子育て支援で全額無償化。 支給平均額が0円については、給付対象者がいなかったため。	
福島県	三島町	○	○	0								○	○	0								○	○	0								○	○	0						支給平均額が0円の費目については実績無し。	
福島県	金山町	○						○	22,730																																
福島県	昭和村	○						○	22,320			○						○	47,400													○			○	57,590	0					体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費は実績なし	
福島県	会津美里町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	60,111					校外活動費(宿泊を伴うもの)について実績なし 医療費無償により実績なし	
福島県	西郷村	○			○	22,510	21,814					○			○	57,400	57,400															○	○	65,000								中学校の校外活動費(宿泊を伴うもの)の平均支給額が0円としたのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により宿泊を伴う活動が出来なかったため	
福島県	泉崎村	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	54,460								校外活動費(宿泊を伴うもの)実績なし	
福島県	中島村	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	58,094					校外活動費(宿泊)、医療費は実績なし	
福島県	矢吹町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○			○	60,910	60,910					校外活動費(宿泊を伴うもの)＝実績なし	
福島県	棚倉町	○			○	22,730	22,514					○			○	60,000	60,000					○	○	0								○	○	60,910								支給平均額0円については実績なし。	
福島県	矢祭町	○						○	22,730			○						○	60,000			○			○	80,880	0					○			○	60,910	41,784					体育実技用具費、通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、オンライン学習通信費について実績なし。	
福島県	塙町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	63,620								○			○	60,910	58,799					通学費:町外に鉄道で通う生徒1名分の定期券代のみ。他はスクールバスのため無料。 校外活動費(宿泊あり):町外校の1名分の金額、クラブ活動費:ゲム会費、実家度分全人数で割った金額。 医療費:子ども医療費助成により保護者負担なし、給食費:町予算で無償	
福島県	鮫川村	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	67,060								実績がないもの 体育実技用具費、通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費	
福島県	石川町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○			○	60,910	50,680					通学費及び校外活動費　実績0	
福島県	玉川村	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○			○	60,910	48,555					中学校における医療費は福島県子どもの医療費助成事業により負担額が0のため。 中学校において修学旅行を除き、宿泊を伴う校外活動を行っていないため支給実績が0となっている。	
福島県	平田村	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	60,910						
福島県	浅川町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	45,000					校外活動費(宿泊を伴わないもの)について、感染症の影響により支給なし	

		1　令和4年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○）						（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						
都道府県	市町村名	ア 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク 民生委員やスクールソーシャルワーカーから案内を配布	ケ 教育委員会から児童生徒が いる世帯へ案内を送付	コ その他（内容を（2）に記入してください）			ア 申請時期を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ 随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ 随時申請を受け付けており、申請を過ぎた申請の場合は申請月や認定	エ 各学期で申請を設定し、各学期始めから援助	オ その他（内容を（4）に記入してください。）		ア 申請を希望する者が学校に提出	イ 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提	カ 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育	キ その他（内容を（6）に記入してください。）		ア 目につきやすいタイトルや見な文面の使用	イ 漢字にはフリガナを付記	ウ 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ 各費目の援助額や年間援助額の記載	オ 外国語の申請書を作成	カ その他
福島県	古殿町	○	○				○			○							○				○													
福島県	三春町									○					○					○												○		
福島県	小野町	○							○								○					○												
福島県	広野町		○					○	○			○	各学校を介し、全保護者に対して制度を書面で周知	○								○								○					
福島県	楢葉町							○	○						○						○										○	○		
福島県	富岡町						○			○				○													○	町内の学校に通っている方には教育費無償化を実施している。 また、町外の学校に通う方には被災児童生徒等就学援助事業の案内を送付しているため、就学援助（要保護・準要保護）の案内はしていない。						○	
福島県	川内村						○					○	PTA総会で説明			○						○									○	○		
福島県	大熊町											○	該当者がいないため周知していない					○	該当者がいないため申請がない			○											○	
福島県	双葉町	○	○							○					○						○												○	
福島県	浪江町	○	○									○	令和3年度に認定した世帯、新小学1年生のいる世帯へ書類を郵送。		○						○										○	○		
福島県	葛尾村						○									○				○														
福島県	新地町			○		○	○	○								○				○											○			
福島県	飯舘村	○												○												○	被災児童生徒就学支援事業活用のため実施していない。						

| | | 2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） | | |

| | | |

		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（4）（3）でソ、タ又はテに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（6）（3）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4.（3）でソ、タ、ツに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施される生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応											
都道府県	市町村名	ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が臨業型定所全日型労働者	ク．P-T-A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状況の悪い者、経食費が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に連動して件が変わるもの）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を変えているもの（例：生活保護に一定の係	テ．特別支援教育就学奨励費の受給対象児童に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：	ト．その他（内容を（6）に記入してください。）				（1）令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば準保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。	（3）（2）でえとした場合のその内容	（4）（1）でイ．反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																								ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能	イ．生活保護基準見直しの影響が生	ウ．生活保護基準見直しの影響が生	エ．その他（3）に内容を記載してください				令和3年度
福島県	古殿町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					1.1					○		○							10%未満
福島県	三春町	○	○		○		○					○	○	○				○			1.3														20%未満
福島県	小野町	○	○	○	○	○	○			○	○			○																					15%未満
福島県	広野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3					○				○					15%未満
福島県	楢葉町	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○			○			1					○				○					0%未満
福島県	富岡町																			○			町内の学校に通っている方には教育費無償化を実施している。 また、町外の学校に通う方には被災児童生徒等就学援助事業の案内を送付しているため、就学援助（準保護・準要保護）の案内はしていない。													0%未満
福島県	川内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		東日本大震災等により被災し、就学が困難と認められる者			○				○					30%未満
福島県	大熊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			0%未満
福島県	双葉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○																			5%未満
福島県	浪江町	○	○				○											○			1					○				○		○（公表値算定の際は4）	令和4年度から新設したため、影響はでない。			0%未満
福島県	葛尾村	○	○	○					○	○	○	○	○																						0%未満
福島県	新地町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.2					○		○							15%未満
福島県	飯舘村			○		○	○	○																											0%未満

| | | |

| | | |